

児童発達支援及び放課後等デイサービスの自己評価結果等の公表に係る届出について

児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者においては、ガイドラインに基づいた自己評価を実施し、その結果及び改善内容を概ね1年に1回以上、インターネットのホームページ等を活用して公表することが義務づけられております。

1 対象事業所

児童発達支援（医療型児童発達支援は除く。）及び放課後等デイサービス事業所

2 届出方法

次の届出を行ってください。（4評価手順(5)）

- (1) 「障害福祉サービス情報公表システム（WAM NET）」に登録のうえ承認申請する。
（すでに「自己評価の公表の有無」項目が「あり」、公表場所（URL等）に変更がない場合は省略可）
- (2) 尼崎市ホームページ「尼崎市自己評価結果等公表届出入力フォーム」に入力し報告する。（尼崎市ホームページ以外からリンクした場合は、入力画面が表示されませんのでご注意ください）

注）「自己評価結果等未公表減算あり」の事業所は、「障害児通所給付算定に係る体制等に関する届出書（様式第5号）」及び「別紙1（自己評価結果等未公表減算あり→なし）」を提出すること。

3 自己評価結果等未公表減算

尼崎市に届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算（所定単位数の15%減算）を適用

4 評価手順（参考）

児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドラインをご参照のうえ次の手順をご参考ください。

(1) 職員による自己評価（ステップ1）

事業所の職員が「事業者向け自己評価表」を用いて、事業所の支援の評価を行う。その際、「はい」「いいえ」等にチェックするだけでなく、各項目について「工夫している点」「課題や改善すべき点」等について自己評価する。

(2) 保護者等による評価（ステップ2）

事業者から保護者等に対して、「保護者等向け評価表」を配布してアンケート調査を行う。保護者等から回答をとりまとめ、「ご意見」欄の記述も含め集計する。

注）保護者等アンケート結果は、5年間保存しておくこと。

(3) 事業所全体による自己評価（ステップ3）

事業所の職員による自己評価及び保護者等による事業所評価の結果を踏まえ、職員全員で討議し、項目ごとに評価を行う。特に、「課題や改善すべき点」について、

認識をすり合わせる。

職員間で認識が共有された課題や改善すべき点について検討を行い、速やかに改善の対応を図る、若しくは、改善目標を立てる。なお、討議の結果は書面に記録し、職員間で共有する。

討議に際しては、保護者等に対するアンケート調査結果を十分に踏まえ、支援の提供者の認識と保護者等の認識のずれを客観的に分析する。

注) 事業所での討議記録については、5年間保存しておくこと。

(4) 自己評価結果の公表 (ステップ4)

事業所全体による自己評価に基づき、「事業所における自己評価結果 (公表)」と「保護者等からの事業所評価の集計結果 (公表)」をインターネットのホームページ等に掲載して公表する。

(5) 尼崎市への報告

- ① WAMNETの障害福祉サービス等情報公表システムに公表場所 (URL等) を登録し、承認申請をする。

「事業所情報の照会・編集を行う」－「事業所詳細情報の編集を行う」－「サービス内容に関する事項」－「サービス別項目」－「ガイドラインにおける自己評価の公表の有無」を「あり」として公表場所URLを記入してください。(登録するURLは、事業所トップページでなく、自己評価結果 (公表用) が掲載されているページとしてください。)

- ② 尼崎市ホームページ「尼崎市自己評価結果等公表入力フォーム」に入力し報告する。

③ 〔自己評価結果等未公表減算となっている事業所のみ対象〕

「障害児通所給付算定に係る体制等に関する届出書 (様式第5号)」及び「別紙1 (自己評価結果等未公表減算あり→なし)」を提出する。

(6) 支援の改善 (ステップ5)

課題や改善すべき点の検討結果を踏まえ、速やかに改善の対応を図る、若しくは、立てられた改善目標に沿って、支援を改善していく。

5 新規指定事業所にかかる自己評価結果等未公表減算の取り扱いについて

指定日から1年以内に公表及び報告手続きを行うこと

(例: 令和3年5月1日付放課後等デイサービス指定→令和4年4月30日まで減算適用対象外)

6 留意事項等

- (1) 評価表等様式例は、尼崎市ホームページに掲載していますので、参考にしてください。なお、様式例以外の独自の評価表でも構いませんが、ガイドラインを網羅した内容としてください。

- (2) 事業所における自己評価は、保護者等による事業所評価を踏まえて行うものであり、保護者等へのアンケート調査が必要になります。また、事業所内掲示や利用者への結果送付のみでなく、上記4評価手順(5)①のとおり障害福祉サービス等情報公

表システムへの掲載(尼崎市の承認)が必要です。

- (3) 多機能型の場合は、自己評価結果の公表について、多機能型事業所全体で公表しても差し支えありません。
- (4) おおむね1年に1回の再評価による公表及び報告手続きが必要となりますので、年間事業計画のうえ取り組んでください。

7 提出先・問い合わせ先

〒660-8501

尼崎市東七松町1丁目23-1

尼崎市法人指導課 障害事業所指定担当

TEL 06-6489-6522

FAX 06-6482-3512